三　学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正関係

事務職員の職務について、事務をつかさどるものとした。（第三七条第一四項関係等）

四　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正関係

1　共同学校事務室

㈠　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三七条第一四項の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であって共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができることとした。（第四七条の五第一項関係）

㈡　共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置くこととし、室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるものとした。（第四七条の五第二項及び第三項関係）

㈢　共同学校事務室の室長及び職員は、㈠による指定を受けた学校であって、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもって充てるものとした。（第四七条の五第四項関係）

2　学校運営協議会

㈠　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないものとした。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができることとした。（第四七条の六第一項関係）

㈡　学校運営協議会の委員に五の2の地域学校協働活動推進員その他の対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の運営に資する活動を行う者を加えるものとした。（第四七条の六第二項関係）

㈢　対象学校の校長は、㈡の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができることとした。（第四七条の六第三項関係）

㈣　学校運営協議会は、対象学校の教育課程の編成等についての基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとした。（第四七条の六第五項関係）

㈤　学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができることとした。（第四七条の六第七項関係）

㈥　教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならないものとした。（第四七条の六第九項関係）

五　社会教育法の一部改正関係

1　教育委員会が講ずべき地域学校協働活動に係る措置

都道府県及び市町村の教育委員会は、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとした。（第五条第二項及び第六条第二項関係）

2　地域学校協働活動推進員

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができることとし、地域学校協働活動推進員は、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うものとした。（第九条の七関係）

六　施行期日等

1　都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、平成三八年三月三一日までの間は、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、この法律による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めるものとした。（附則第二条関係）

2　この法律による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、平成二九年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成二八年度以前の年度に係る経費につき、平成二九年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によるものとした。（附則第三条関係）

3　この法律の施行に関し必要な経過措置を政令で定めるものとした。（附則第四条関係）

4　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四七条の六の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第五条関係）

5　その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第六条及び第七条関係）

6　この法律は、平成二九年四月一日から施行するものとした。

◇駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第六号）（防衛省）

1　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の有効期限を一〇年延長し、平成三九年三月三一日までとした。（附則第二条第一項関係）

2　株式会社国際協力銀行の業務の特例に関する規定を廃止することとした。（第四章関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇五号）（財務省）

1　非永住者の課税所得の範囲から除外される国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得の範囲についての細目を定めることとした。（第一七条関係）

2　配当等とみなす金額について、次のとおり整備を行うこととした。（第六一条関係）

㈠　配当等が生ずる基因となる自己株式の取得事由から、全部取得条項付種類株式を発行する旨の定めを設ける定款等の変更に反対する株主等の買取請求に基づく買取り（全部取得条項付種類株式の取得決議に係る取得対価としてその株主等に交付するその買取りをする法人の株式が一に満たない端数となる場合に行われるものに限る。）を除外する。

㈡　適格株式分配に該当しない株式分配により完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた場合における配当等とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額等の計算の細目を定める。

3　収入金額とすべき経済的な利益の価額が譲渡についての制限が解除された日における価額とされる特定譲渡制限付株式及び承継譲渡制限付株式の範囲に、役務提供を受けた法人以外の法人が交付する一定の株式を加えることとした。（第八四条関係）

4　資産の移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入の対象となるやむを得ない事由の範囲に、被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合の換地処分により譲渡した土地の上にある資産の除却を加えることとした。（第九三条関係）